様式第７

表

8.4センチメートル

12センチメートル

写　真　添　附　面

第　　号

職　氏　名

生 年 月 日

砂利採取法第34条の規定による

立　入　検　査　証

年　　月　　日発行

有効期間

経済産業大臣・経済産業局長
都道府県知事・指定都市の長
国土交通大臣・地方整備局長
北海道開発局長・河川管理者　　㊞

裏

砂　利　採　取　法　抜　粋

第34条　経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、砂利採取業を行う者の事務所、砂利採取場その他その業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

２　都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、当該都道府県の区域において砂利採取業を行う者又は当該区域（指定都市の区域及び河川区域等を除く。）において砂利の採取を業として行う者の事務所、砂利採取場その他その業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

３　指定都市の長は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、当該指定都市の区域(河川区域等を除く。)において砂利の採取を業として行う者の事務所、砂利採取場その他その業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

４　国土交通大臣又は河川管理者は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、河川区域等の区域において砂利の採取を業として行う者の事務所、砂利採取場その他その業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

５　前各項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

６　第１項から第４項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第46条　次の各号のいずれかに該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

四　第34条第１項から第４項までの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者